

最良執行方針

ナティクシス日本証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関する場合ご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」
- (2) 当社ではフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」は取扱いをしておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

上場株券等

- ① 当社では、お客様からいただいた上場株券等に係る委託注文につきましては、速やかに国内の金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。なお、PTS（私設取引システム）への取次ぎは、行っておりません。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。なお、それ以外の取引（金融商品取引所外取引や当社との相対取引またはその媒介）につきましては、お客様と合意した方法および条件により、注文を執行することと致します。
- ② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。
 - (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。
 - (b) 複数の金融商品取引所市場に上場（複数上場）されている場合には、プライマリーエクスチェンジとしてブルームバーグ端末に表示された金融商品取引所市場に取次ぎます。なお、選定した具体的な市場については、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。
 - (c) (a) 又は (b) により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者または会員となっていないところである場合には、金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて当社が契約を締結してい

る者を経由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

上場株券等

上場株券等は、その取引の透明性、公正性の観点から、金融商品取引所市場が最も適切であると考えられること、また、金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れており、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって合理的であると判断するからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① 執行にあたってお客様から執行方法に関する条件指定（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引時間帯のご希望等）があった取引

当該ご指示をいただいた執行方法

- ② 投資一任契約等に基づく執行

当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法

- ③ 単元未満株の取引

単元未満株の取引を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

- ④ 株式累積投資や株式ミニ投資等、取引約款等において執行方法を特定している取引

当該執行方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。よって、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反にはならないとされております。

以上